

区域外における公の施設の設置に関する協議について

1 概要

令和6年11月18日付6豊総総発第797号「公の施設の区域外設置に関する協議について」により、豊島区長から公の施設の区域外設置として、文京区の区域に豊島区道の一部を設置することの協議があった。

本協議は、道路の一体的管理を目的とするものであり、区として異存がないことを回答する。

2 協議内容

区域外に設置する道路施設の詳細は、以下のとおりである。

名称：特別区道31-1180

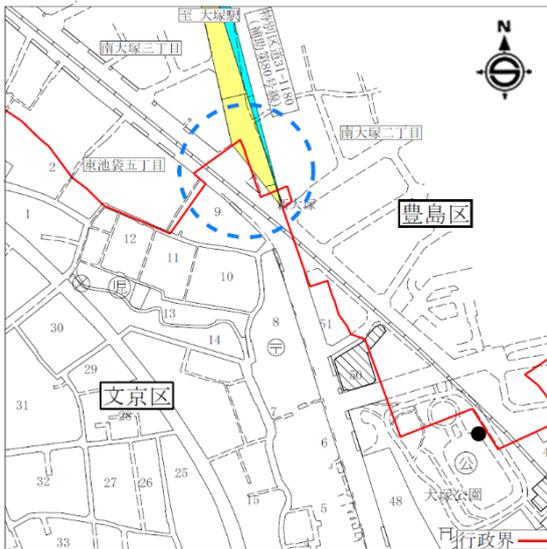
種類：豊島区道

所在地：文京区大塚四丁目12番1から12番5までの一部及び107番

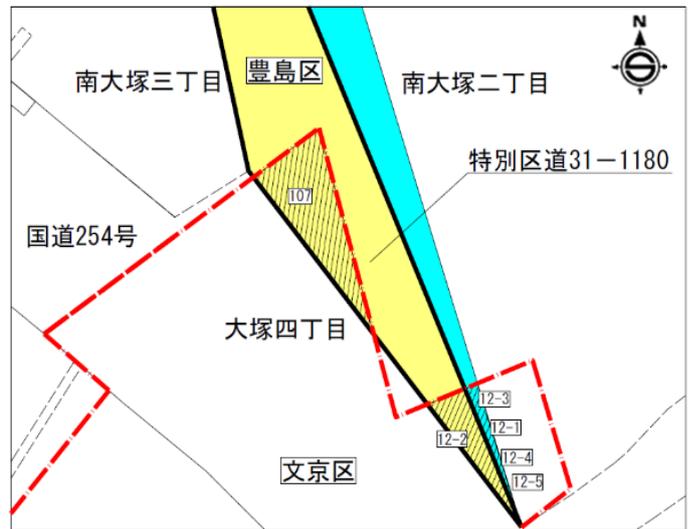
面積：283.67平方メートル

経費の負担：施設の設置及び維持管理に関する経費は、豊島区が負担する。

3 位置図



<位置図>



<拡大図>

- | | |
|-------------|--|
| 協議箇所 | |
| 行政界 | |
| 豊島区道 | |
| 補助第80号線拡幅範囲 | |

4 経緯

東京メトロ新大塚駅から JR 大塚駅にかけて、豊島区が管理する特別区道 31-1180 が道路路線として通っている。当該路線は、今後、豊島区において都市計画道路補助第 80 号線として拡幅整備する予定であり、それに伴い文京区大塚四丁目 107 番ほか 5 地番が文京区の区域にあることから、本協議があった。

なお、本協議は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を経るものである。

5 今後の予定

令和 7 年 3 月 豊島区に協議の回答